柏市立高田小学校 いじめ防止基本方針

令和5年9月改訂版

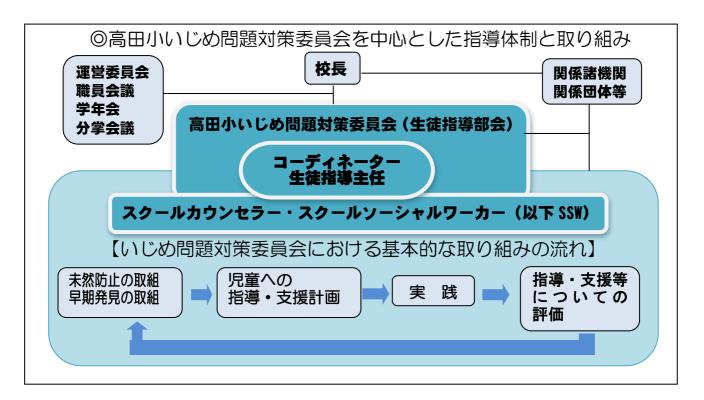
柏市立高田小学校

1 基本理念について

- (1) いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るものとする。
- (2) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (5) いじめ問題への対応にあたっては、「いじめ防止対策推進法」を遵守するとともに、保護者及び関係者に対し、正確かつ丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽のないようにする。

2 組織及び組織図

- ○組織的にいじめの問題に取り組むため、月例の「生徒指導部会」の中で児童の状況 確認及び情報共有を確実に実施する。「**高田小いじめ問題対策委員会」(**校長、教 頭、教務主任、生徒指導主事(生徒指導担当)、学年主任、教育相談コーディネータ ー(担当)、養護教諭)を設置し、高田小いじめ防止基本方針(以後、「基本方針」 という)に基づく以下の取り組みを行う。
 - 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの疑いに係る情報があった場合,緊急会議を開催し,いじめの情報の迅速な 共有,関係のある児童への事実関係の聴取,指導や支援の体制・対応方針の決定と 保護者との連携
- ○いじめ案件が発生した場合は迅速に同委員会を招集し、市教委と連携して対応する。



3 いじめの未然防止について

- ○いじめを含めた問題行動の未然防止のため,以下の取り組みを計画的に行うものとする。
- (1) 児童及び保護者への啓発活動
 - (「SOS の出し方」「ネットモラル」等授業の実施により、児童が問題に直面した際の対応方法を周知し、速やかに対応できる環境を整える。)
- (2) いじめへの対応力を高めるための教職員の研修
- (3) 体罰やいじめを助長する原因となる以下のような行為を校内から排除するよう努める
 - ・ 差別的又は児童を傷つける等不適切な発言(障害・国籍・性的指向・性自認等)
 - ・暴力や暴言
 - ・児童の取り組む活動等において過度の競争意識を煽ったり、勝利至上主義に陥らせること
- (4) 児童の自己有用感を高めるために自己指導能力の獲得を目指した「わかる授業」を展開すること
- (5) 児童の情操を豊かにするため、道徳教育及び「豊かな人間関係づくりプログラム」、「いのちを大切にするキャンペーン」、「ネットモラル」等、また児童に自発的な活動に取り組ませること
- (6) 感染症等の感染者や濃厚接触者,家族が医療従事者に関係する児童に対して,偏見やいじめが起きぬよう,学校全体で注意深く見守る。
- (7) 教職員を対象とした「いじめに関する研修」及び「特別支援教育に関する研修」 や「人権教育に関する研修」(性的マイノリティへの対応を含む)を年に1回以上 実施する。
- (8) 性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒の理解と対応
 ①教職員一人一人が「性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童生徒」につ

いて理解し、悩みを抱える児童生徒に寄り添い、全体で支援する。

- ②性別違和や性的指向性自認に関わる児童生徒は、自身の状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえ、カミングアウト※の強制がないように日頃から相談しやすい環境を整える。
- ※カミングアウトとは、これまで公にしていなかった性的指向・性自認を他人に話したり、打ち明けたりすることである。
- ③児童生徒が相談しやすい環境を構築するため、図書室や保健室に関連図書を整備する。また、児童生徒への指導及び理解のための指導教材等の研修を進め、人権教育を推進していく。
- ④性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒や保護者から学校に対して相談が 寄せられた際は、決してアウティング※とならないように教育委員会、医療等の 関係機関と連携する。
- ※アウティングとは、他人の秘密を、その人の許可なく暴露する、されることである。
- ※『LGBTガイドライン~職員が性の多様性への理解を深めるために~』 (柏市男女共同参画センター)参照

4 いじめの早期発見について

- ○いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識の下、いじめの状況把握の ため、以下の取り組みを実施する。その際、インターネット、携帯電話、スマートフ ォン等を通じたいじめについての質問項目を設ける。
- (1) 定期的なアンケート調査(各学期に1回「困ったことアンケート」を実施) ※アンケートの保存期間は5年間とする。
- (2) 教育相談日(原則として毎月1回「教育相談日」を設ける。保護者には学校から配布される「月の行事予定」によって周知する。
- (3) いじめがあった場合の子どもの変化の特徴について資料を通じて示し、保護者が 速やかに学校に相談できるよう啓発活動を行う。
- (4) 上記の他, 教職員は授業時間外の児童の人間関係を観察する等, 日常的にいじめの早期発見に取り組む。

5 いじめの相談・通報の体制について

- ○いじめ問題への早期対応を組織的に図るため、相談・通報は以下の体制で行うものと する。
- (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口は<u>校外から:教頭</u>,<u>校内:教頭</u>,教務主任,養護教諭・教育相談コーディネーター(担当)とし,以下の方法で行う。
 - · 電話(04-7143-2644)
 - ・メール (takata-e@kashiwa.ed.jp)
 - ・面談(教育相談日,または随時)
 - ・日常の観察(専科等からの情報)
- (2) 学校以外のいじめ相談窓口は以下の機関等とする。
 - ○柏市教育委員会 児童生徒課 04-7191-7210
 - ○教育支援室(教育相談,電話,面談相談) 04-7131-6671
 - ○千葉県教育庁東葛飾教育事務所 047-361-4103

○千葉県親と子どものサポートセンター○柏警察生活安全課○千葉県警東葛地区少年センター○柏市少年補導センター○柏市役所家庭児童相談043-207-602804-7148-011004-7162-786704-7164-757104-7167-1458

★子どもが直接相談できる機関

○24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310 (ナヤミイオウ)

〇千葉いのちの電話 043-227-3900

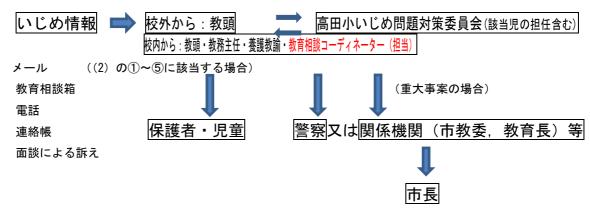
〇柏市補導センターやまびこ電話 0120-66-3741

〇千葉県警少年センター 0120-783497 (ナヤミヨクナル)

- (3) 学校内外の相談窓口については、ホームページ、学校だより、家庭配布文書等を通じて周知する。
- (4) いじめを早期に発見するために、いじめが発生していることが速やかに相談・通報されるよう、児童に以下の点について児童に指導する。
 - ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないこと
 - ・相談、通報は適切な行為であり、大人に言うことは卑怯な行為ではないこと
 - 「いけないこと」を「いけない」と言うことの大切さを伝える。

6 いじめを認知した場合の対応について

- ○いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。
- ○以下の流れに沿って組織的にいじめに対応する。
- (1) いじめ事案が発生した際の報告・連絡体制
 - ・いじめ事案が発生した場合には、組織的に対応するため以下のような体制で連絡・報告を行う。



(2) 関係機関との連携

- ○児童の指導・援助をより効果的に進めるため、以下のような状況にある場合、いじめ問題に関して適切に関係機関との連携を図る。
 - ① 心理的なケアが必要であると判断した場合
 - ② 児童や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
 - ③ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
 - ④ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合等
 - ⑤ 特別な配慮を必要とする場合 (特別接着, 外国人) 規模なる 展覧, 性同一性障がや性的指向・性自認, 等)

- (3) いじめ被害者への対応
 - ○いじめ被害者の心情を理解し、安全を確保するために以下のように対応する。
 - ①一対一の対応を避け、複数での対応をする。
 - ②いじめられた事実関係を正確に把握する。
 - ③いじめられた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り抜くことを本人及び保護者に伝え、全面的な支援(心のケア)を行う。
 - ④校長及び関係職員,保護者に対して把握した事実と今後の対応を伝えるとともに,不安な点を聴取し、対応策を示す。

(4)いじめ加害者への対応

- ○いじめ問題の事実関係を迅速かつ正確に把握するとともに,加害児童の人権に配慮 するため,以下のように対応するものとする。
- ①いじめの事実と経緯を、複数の教員で確認する。聴取に当たっては以下の点に十分 注意する。
 - ・いじめ加害者が複数いる場合は、複数の教員で同時に、かつ個別に事実と経過を 聴き取る。
 - ・聴取した内容のメモ及びデータ入力したファイルを記録として保存する(5年間)。
 - ・児童の発達段階に応じて行い、あまり長時間にわたらないようにし、途中休憩及 び食事時間を確保する。また、暴言や威圧的な態度等の不適切な方法を用いるこ との無いようにする。
 - ・いじめ加害者が被害者や通報者に物理的又は精神的な圧力をかけることを回避するため、聴取に当たって被害者及び通報者の実名を挙げるか否かを適切に判断にするとともに、加害者の行動を把握する。
- ②校長, 関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。

7 いじめの指導について

- (1)いじめ被害者への指導
 - ①保護者や関係機関と連携を図りながら、SC (スクールカウンセラー)・SSW (スクールソーシャルワーカー)の活用も含め、被害児童のケアを第一に、当該児童を支援する体制を整える。
 - ②対人関係能力を向上させ、本人が所属する学級及び集団へ適応できるようにする。

(2)いじめ加害者への指導

①被害児童が精神的に立ち直るまで距離を置かせ、いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。

ア「冷やかし・からかい」への対応

・事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させる。

イ|「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

・当事者の不満や不信を傾聴し受容し、その上で、よりよい解決策を導き出す。

ウ「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

- ・家庭児童相談室、児童相談所又は警察との連携によって、<u>出席停止等の措置</u>を含めた毅然たる対応を行う。
- ②規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。
 - ・日ごろから保護者との信頼関係を築き、ともに子どもの成長を願い、協働してい く姿勢を持つ。また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識 や自己存在感が高まるような継続して取り組む。

(3)周りの児童への指導

- ①共感的人間関係づくりに努める。
 - ・発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できる よう工夫する。
- ②全員が当事者であることを理解させる。
 - ・いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。
- ③自己存在感が味わえる学級づくりに努める。
 - ・「できた、わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品 掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がける。

(4)保護者への指導・対応

- ①被害児童の保護者への対応
- ・新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告する。学校での様子や家庭 での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努 め、家庭における被害児童の状況に応じて受容的な態度で接しつつも、過度の不安 感を抱かせないように助言する。
- ②加害児童の保護者への対応
- ・事実関係,及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を,正確かつ丁 寧に直接伝える。
- ・問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たること、また暴力や金銭強要を含む行為については、毅然と対応するよう助言する。
- ③他の児童の保護者への対策
- ・誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応・配慮を行う。
- ・説明会等を実施する必要がある場合は、市教育委員会の指導を受けながら期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分に配慮する。
- ・直接の被害者・加害者でなくともいじめ問題の解決にとって大切な立場にあること を本人に認識させることが、結果的に本人を被害から守ることになることを助言す る。

8 重大事態への対応について

- ○重大事態とは以下のような場合を言うものとする。
 - ・児童が自死したり、それを企図したりした場合
 - ・心身等に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

・いじめにより年間 30 日を超える欠席がある場合 上記の規定はもちろんのこと、これにこだわることなく、児童の個々の状況と保護者 の要望を十分に把握して判断します。

(例:本校へは復帰ができないと判断し転学した場合)

(1)報告·連絡体制

- 「6 **いじめを認知した場合の対応について」の「**(1)いじめ事案が発生した際の報告・連絡体制 | 参照
- ・ 市教委には、一報後改めて文書により報告する。
- ・必要に応じて警察等関係機関に通報する。

(2)対応

6(1)に則り、対応する。

9 公表, 点検, 評価等について

- (1) 本基本方針はホームページ上において公表する。
- (2)年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- (3)学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。
- (4)年度毎にいじめ問題への取り組みを、学校評価の際に保護者、児童、所属職員等で評価するものとする。
- (5)年度毎に(4)の評価結果に基づき、本基本方針の見直しを行う。